



発行所／公益社団法人木更津法人会 〒292-0838 木更津市潮浜1丁目17番59号 TEL.0438-37-7720 FAX.0438-37-7740
 発行人／石綿竹一・編集／広報委員会・印刷所／大和美術印刷株式会社 <http://www.kisarazu-houjinkai.or.jp>



マザー牧場（富津市）

Contents

顔 日本舞踊花柳流教授 花柳寿万添師匠

公益事業 富津地区公開講座、税制セミナー 他 1

公益事業 芝生化プロジェクト 生育状況の報告 2

公益事業 青年部会ビジネスゲーム、やさしい税金クイズ 他... 3

税務署コーナー 復興特別法人税1年前倒し廃止、年末調整説明会開催のお知らせ 他... 4 5

千葉県・四市からのお知らせ 特別徴収について 6 7

法律相談 先物取引の被害救済方法は? 8

県税事務所コーナー 県税事務所からのお知らせ eL-Tax ... 9

報道 第3回理事会、マイナンバーフォーラム、厚生委員会開催 他... 10

事業報告 君津地区金融懇談会、天羽支部交流会、生活習慣病健診 他... 11

女性部会・青年部会・他 管外研修旅行、スポーツ交流会 他... 12

お知らせ 新規加入者紹介、行事予定表、事務局職員退職 他... 13

法人会の基本的指針

法人会はよき経営者をめざすものの団体として会員の積極的な自己啓発を支援し
 納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。



消費税期限内納付

推進運動



日本舞踊花柳流教授

はな やぎ す ま きょう

花柳 寿万恭さん

(富津市金谷在住)



花柳寿万恭さんは、現在約60人のお弟子さんに日本舞踊を教える「恭扇会」のお師匠さんです。

富津、君津、木更津のお稽古場では、伝統的な古典舞踊から流行歌などで振り付けをした新舞踊まで幅広いジャンルをご指導されています。

1991年には富津市の国際交流芸能使節団として姉妹都市カールスバットで伝承芸能公演を披露し、米国誌で紹介されました。日本の文化が海を越えて理解され、相互の交流が更に深まる事を祈念し、チケットの収益金はカールスバット市の青少年が富津市へ訪れる際の渡航費用にと同市へ託されました。また50歳になった時は「何か社会の役に立ちたい」と、お年寄りを対象に社交ダンスを指導し、その謝礼は富津市の社会福祉団体や富津市文化協会などに寄付。なによりダンスがお年寄りのリフレッシュに役立ちうれしいと語っておられました。

「チャリティー踊りの会」に向けて

来年の5月には第16回を迎える「チャリティー踊りの会」が君津市文化ホールで開催されます。3年ごとに開催されるこの会のために今はもう準備に入っているそうです。新舞踊は、だいたいそこのお師



花柳寿万恭（ハナヤギスマキョウ） プロフィール

本名／長嶋 昌子さん

1932年 富津市に生まれる

1937年 花柳流に入門

1956年 花柳流二世家元寿輔氏に師事する

1958年 花柳流師範を取得

1993年 千葉日報社社会福祉賞受賞

1996年 富津市教育文化功労章受章

2014年 千葉県芸術文化団体協議会功労章受章

匠さんが踊りをお考えになるそうで、寿万恭さんも一晩寝ずに考えることもあるそうです。「私、自分が踊るよりも教える方が好きなのです」と笑ってお話しされました。教えた踊りが上手く出来あがったときに最も嬉しいのだそうです。今では娘の寿万佳代さんが、会主を引き継ぎ、主に稽



古をご指導されておられます。今後も日本古来の『舞踊』の真髄を熱心に追及され、観客を魅了し続ける事でしょう。

<編集後記>

あまり日本舞踊を知らなかった私達でしたが、そのはじまりから今の踊りの傾向など分かりやすくお話しして頂きました。お師匠さんにはお忙しい中、取材をさせて頂き本当にありがとうございました。また来年5月に行われる「チャリティー踊りの会」の成功と、益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

(文責 広報委員 越川寛一)

税制委員会主催 税制セミナー開催

実施日：平成26年9月7日(日) 14時～16時
会 場：ロイヤルヒルズ木更津ビューホテル
参加人数：122名



税制委員会は、9月7日、木更津ビューホテル 1階ロイヤルホールにおいて公開セミナーを開催いたしました。例年の公開セミナーは、事業承継・相続・経営における相談など税制委員会という立場からややお堅いイメージのセミナーを開催してきましたが、公益社団法人に移行し、より一般の方々の聴講にも向く、テレビ等でご活躍の武田邦彦教授を講師に「エネルギーと日本の近未来」ということでご講演いただきました。

演題からすると少し堅苦しい感じがしますが、そこはテレビの中のまんまの武田先生。単純におもしろおかしく楽しい講演となりました。極論的な物言いをなさる方なので、どんな内容かは形容しがたいですが、要は、国力とは、「人口×エネルギー」に比例するから節約より快適に働け！ということ。未来の子供のためにということを基本に物事を考える、というお話でした。最近、お疲れモードで更年期の私は、“50歳過ぎたらめっけもん”の人生、のんびりゆったりとした気持ちで子どもたちの未来のお役にたてるように暮らしましょう”と心の中で決めたそんな講演会でした。

お誘いした方からも「なかなか楽しかったわ」「寝ちゃうと思ったけど、おもしろくて聞き入っちゃたよ」と主催者側としてはうれしい感想をいただきました。雨が降る中での開催だったので、大変心配しましたが、120名余りの来場をいただき無事セミナーを終えることができました。皆様ありがとうございました。(税制副委員長 青木隆子)

新設法人説明会

実施日：平成26年8月26日(火) 14時～
会 場：木更津商工会館 出席者：6名
講 師：木更津税務署 岡崎上席・吉田上席
①ビデオ「新設法人と税金・スムーズな会計運営のために」
②法人税・消費税及び源泉所得税の説明
③質疑応答

決算法人説明会

実施日：平成26年9月11日(木) 14時～
会 場：木更津市民会館 出席者：39名
講 師：木更津税務署 岡崎上席・吉田上席
①税務コンプライアンスチェックシート活用をお願い
②法人税・消費税及び源泉所得税の説明
③質疑応答

富津地区公開講座 「キミカの挑戦」

実施日：平成26年9月27日(土) 15時～
場 所：中央公民館（大貫）
参加人数：250名
講 師：笠原 文善氏
演 題：「ベスト・イン・ザ・ワールドをめざして」



富津地区の公開講座は、地元富津市のご出身で、各界で活躍される方々をお招きしてお話を伺うようになって今年で4回目を迎えます。今回は、初めて経済界から（株）キミカ代表取締役の笠原文善氏を講師にお招きすることができました。

皆さんは、地元の企業として「キミカ」という会社名はご存知でも、その企業が世界中の名だたる企業と競い、世界シェアの80%以上を誇るアルギン酸のトップメーカーに成長されたことはあまり知られていないかもしれません。

私たち富津支部の島田支部長が、たまたま笠原社長が日刊工業新聞より上梓された「ベスト・イン・ザ・ワールドをめざして」という一冊の本を手にしたことをきっかけに、是非お話を聞いてみようということになり、大佐和支部の平野支部長を中心に準備会議を進め、9月27日の講座当日を迎えました。

法人会にお申し込みをいただいた方々で約170名、（株）キミカさんの関係者で約80名、合計約250名のご聴講をいただくことができました。アルギン酸の多種多様な用途はもとより、先代から引き継いだ会社を、世界のトップシェアを誇る企業まで成長させたお話は、私たち企業人にとって、大変興味深くかつ貴重なお話となりました。

特に「キミカ」さんの戦略である「ワンユーザー、ワンスペック」という、それぞれの顧客に対しては、それぞれの商品開発を行うという言葉が印象に残ります。かなりの手間とコストを伴う作業が実は商品開発のノウハウを蓄積し骨太の体力ある会社へと成長させ、コストや能率を最優先させる「トヨタ方式」を採用する企業との競争に勝利したお話は痛快極まりない物でした。

今後も富津地区ではこの公開講座を継続していくつもりです。地元出身の各界で活躍されている方、ユニークな方がおられましたら是非ご紹介くださいませ！

(富津地区副地区長 小倉博人)

『芝生化プロジェクト』

生育状況の報告

木更津リトルシニア
野球場(外野)

「今年は順調に育ってます!!」

今年度社会貢献委員会が実施した芝生化プロジェクトは、これまでにない広さの木更津リトルシニア野球場(外野)に取り組みました。その後の経過では、9月7日現在、一面に芝が広がりとても良い結果が得られました。ここまで来るには関係者の皆様の並々な苦勞があったことと思います。

6月29日
1週間後

今回は例年に比べると少し遅い6月22日にポット苗植込みを行いました。その後3週間は適度に雨が降ったお蔭で順調にランナーが広がり、まずまずの成長を見せておりました。梅雨明け後は連日の猛暑の中での水撒き。6,300㎡という広さに水を撒くには約4tの水を必要とし、軽トラックに雨水や他から調達した水、時には市水を入れたタンクを積み、移動しながらエンジンポンプで水を撒きます。撒き終わるまでには約3時間を要するそうです。土日はリトルシニアの関係者が管理していますが、平日の水撒きはシルバーさんをお願いしているそうです。

7月23日
1ヶ月後

そのために平日は週に3回程度が精一杯となり、これが影響してか8月上旬には少し水不足の影響が芝に現れ、一時は危うい状態でもありました。また、そろそろ芝刈りをしなければならない時期に芝刈り機の手配もつかず、かなり伸びすぎてしまうような状況でもありました。

こうした状況下ではありましたが、通常の練習においてはスパイクを使わず芝に配慮した練習や、夏休み期間中は各種試合で遠征することも多く養生期間は十分に取れたこと、

8月18日
8週間後

更には8月後半の雨により現在に至っております。

監督の話によると、「このように短期間で芝生が広がることは予想していなかった。芝生が広がってからの練習では特にイレギュラーなどもなく、雨上がりにおいても外野でのキャッチボール等の練習ができるようになりとても良い環境になった。今後は木更津リトルシニア野球場で行われる練習試合の時のみスパイクを使用し、更に乗用の芝刈り機の購入を検討したい。」と喜んで語っておりました。

8月27日
約2ヶ月後

こうした話が聞けたことは我々にとっても大変うれしい事です。これからも維持管理に努めて頂き、当初の目的であるように木更津リトルシニア、そして、この地域のリトルシニアがますます盛んになりますようお願いしております。

9月7日
初めての芝刈を終えて
きれいに仕上がりました

(社会貢献委員長 青木 和彦)

かずさ経営塾 応用編 青年部会「ビジネスゲーム」

実施日：平成26年9月27日(土) 9時～

会 場：木更津商工会館

参加者：24名

主な内容 ①インストラクションルール説明
②個人対抗ゲームプレイ
③ゲームプロセスの振り返り
④日常行動の振り返り
⑤チーム対抗ゲームプレイ
⑥アトラクション・まとめ



今年度のかずさ経営塾は前年度6回のセミナーを通して、経営の基礎を学び、そこから一段レベルアップを目指し、もっと深く経営を学びたいという思いから応用編“ビジネスゲーム”を開催しました。

ビジネスゲームでは、午前中数グループに分かれ「人生ゲームの事業経営版」を3つの決められた時間で目標を定め、個人対抗でプレイしました。



最初は、ゲームのルールに戸惑いましたが、それぞれ理解していくうちに集中し楽しみながら出来ていたと思います。

午後に入り、ゲームの結果発表・解説では、各々個人の性格または、会社経営の傾向をお互いに知る事が出来ました。また、ゲームの中では、現状を打開する為、大きな変化を求め、決断できた人の多くにチャンスが拡がり、それが目標に達した要因がある事もわかりました。

最後にゲームプロセスまた日常行動の振り返りをする事で、自分の会社経営の傾向と対策を学んだ参加者の方々には、今後一層の会社運営に役立てて頂ければと思います。

(青年部会地域交流委員長 保泉昌宏)

クイズに答えて賞品をゲットしよう

●青年部会主管●

やさしい税金クイズ大会のお知らせ



昨年の様子

開催日：平成26年11月8日(土) 13時～16時

会 場：アピタ木更津

●お問合せ先 法人会事務局 ☎0438-37-7720

親子の絆を深めよう!! 地域の大切な資源を見直しながら

青年部会主管 くるりWalker

～久留里線で行く親子ウォークラリー～

開催日：平成26年11月1日(土) 9時～

場 所：J R久留里駅沿線

募集人数：50組 100名

参加資格：小学4年生から6年生までの児童と保護者



復興特別法人税の1年前倒し廃止

足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、
復興特別法人税を1年前倒しで廃止します。

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があり、復興特別法人税の額は、原則として平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額とされていました。

また、法人が各課税事業年度において利子及び配当等の支払を受ける場合には、その利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、その課税事業年度の復興特別法人税の額から控除すること

とされていました。

今回の改正で、上記の指定期間が平成26年3月31日までとされ、また、課税事業年度が指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされるとともに、課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、所得税の額とみなして、各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました。

地方法人税の創設

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、
法人住民税法人税割の一部を国税化し、税込額を交付税原資化します。

法人税を納める義務がある法人は、基準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した地方法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされました。

1 納税義務者

地方法人税の納税義務者は、法人税の納税義務者と同じとされています。

2 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

3 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基

準法人税額とされています。

4 適用時期

平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用されます。

5 確定申告

法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し地方法人税確定申告書を提出しなければなりません。

6 納付

地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書を提出した法人は、地方法人税の額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付する必要があります。

さらに便利で使いやすく！
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

法人税・消費税の申告・納税は、e-Taxをご利用になると便利です。また、源泉所得税の納付は、ダイレクト納付が便利です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

平成26年分 年末調整等説明会開催のお知らせ

平成26年分年末調整等説明会及び用紙の配付を次の日程で行いますので、是非ご出席ください。

【注】

- 1 源泉徴収義務者の皆様には、説明会の案内状を10月下旬に発送しております。
- 2 説明会場には案内状に同封されたパンフレット等を必ずご持参ください。
- 3 案内状裏面の「出席票兼関係用紙請求書」に必要な用紙の枚数をご記入の上、受付でご請求ください。
なお、各会場とも、用紙の配付は説明会開始の30分前からとなります。
- 4 対象地域の説明会にご出席できない場合には、他の会場にご出席できます。
- 5 給与支給人員100名以上の事業所等の方については、11月4日(火)に木更津税務署1階において、用紙（市役所関係用紙を除きます）を配付します。「出席票兼関係用紙請求書」に必要な用紙の枚数をご記入の上、来署をお願いします（配付時間は午後1時から午後3時まで）。

開催月日	開催時間(説明会)	会 場	対象地域等
11月10日(月)	午後1時30分～3時30分	木更津市民会館(大ホール) 木更津市貝渕2-13-40	木更津市
11月12日(水)	午後1時30分～3時30分	富津市役所1階大会議室 富津市下飯野2443	富津市
11月18日(火)	午後1時30分～3時30分	袖ヶ浦市民会館(大ホール) 袖ヶ浦市坂戸市場1566	袖ヶ浦市
11月20日(木)	午後1時30分～3時30分	君津市民文化ホール(中ホール) 君津市三直622	君津市

年末調整及び法定調書等についてご不明な点は、木更津税務署法人課税第1部門（源泉所得税担当）又は管理運営第1部門（資料情報担当）までお問い合わせください。

木更津税務署 0438(23)6161 内線614(源泉所得税担当)
内線214(資料情報担当)
お問い合わせは音声案内にしたがって「2」番（税務署）を選択してください。

平成27年分の所得税から適用される主なもの

- 1 所得税の税率について、次のとおり改正が行われました。

改正前（現行）		改正後	
課税される所得金額	税 率	課税される所得金額	税 率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

《適用関係》この改正は、平成27年分以降の所得税について適用されます。

- 2 上記1の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正されました。

《適用関係》この改正は、平成27年1月1日に支払うべき給与等について適用されます。

千葉県と県内全市町村からの大事なお知らせ

平成28年度から個人住民税の給与天引きを徹底します。

所得税の源泉徴収義務がある給与等の支払者には、個人住民税の特別徴収を実施する義務がありますので、平成28年度（平成27年分）までに準備をお願いします。



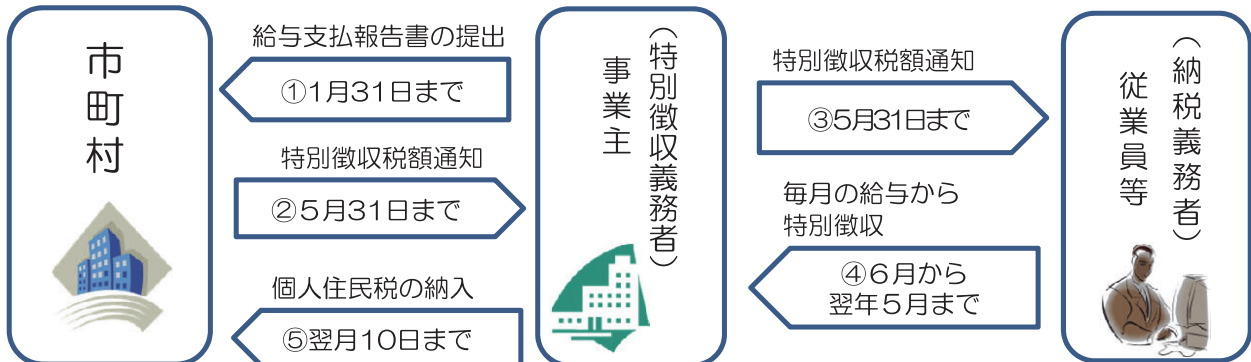
特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。（地方税法第321条の4）

原則として、アルバイト、パート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。



特別徴収の制度



※ 従業員が常時10名未満の場合は、市町村長の承認を受けることで、年12回の納期を12月と6月の2回とすることができます。（納期の特例）



問合せ先

特別徴収の制度の概要に関すること

- 千葉県総務部税務課特別滞納処分室 TEL:043-223-3098
- 千葉県総務部市町村課税政班 TEL:043-223-2133
- 千葉県公式ホームページ【HP】<http://www.pref.chiba.lg.jp/shichou/zei/index.html>

特別徴収の手続きに関すること

- 木更津市役所 市民税課 TEL:0438-23-8574 【HP】<http://www.city.kisarazu.lg.jp/>
- 君津市役所 課税課 TEL:0439-56-1122 【HP】<http://www.city.kimitsu.lg.jp/>
- 富津市役所 課税課 TEL:0439-80-1241 【HP】<http://www.city.futtsu.lg.jp/>
- 袖ヶ浦市役所 課税課 TEL:0438-62-2519 【HP】<http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>



例外として普通徴収が認められる場合

<従業員等：給与と所得者>

- ・4月1日現在で給与の支払を受けていない者。
- ・退職者又は給与支払報告書を提出した年の、5月31日までの退職予定者。
- ・毎月の給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者。（給与支払金額が930,000円以下の者を含む）
- ・給与が毎月支払われていない者。
- ・他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者。
- ・専従者給与を支給されている者。

<事業主：給与支払者>

- ・常時2人以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払をする者。
- ・総受給者数2名以下の事業所（総受給者：他市町村を含む全従業員等のうち、上記の給与と所得者の要件に該当する者を除く人数。）

※これらに該当する場合であっても、特別徴収を実施している市町村もあります。

普通徴収(個人納付)への切替理由書【見本】

※詳しくは表面の問合せ先へ

表面

長あて **普通徴収切替理由書** 平成 年 月 日 提出

(申請者) ・指定番号 _____ ・事業者名 _____ ・電話 _____

その1 事業者に関する理由 (①: 事業所全体の受給者総人員を対象に計算)
(②: 該当する項目ひとつをチェック)

②が2名以下なら「普a」

① 次の計算による給与受給者(⑤)が、2名以下となる事業者

⑦ 事業所全体の受給者総人数 ④ ⑤ のうち普通徴収の該当者数 ② ⑦-④

② 普通徴収を ☐ 希望する ⇒ **普a** に該当 (⑤のうち、当市町村提出人数 人) ☐ 希望しない

「普a」の2名以下でも特別徴収の場合、提出不要

その2 給与受給者に関する理由及び人数(対象は提出先市町村の居住者のみ)

符号	普通徴収への切替理由	人数	合 計
普b	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者	名	
普c	毎月の給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者 (給与支払金額が930,000円以下の者を含む)	名	
普d	給与が毎月支払われていない者	名	
普e	専従者給与を支給されている者	名	
普f	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者 (退職予定者は、明細書に退職予定日を記入)	名	

※ 必ず、裏面の作成要領をよくお読みのうえ、記入してください。

【提出時のご案内】

切替理由書は普通徴収(個人納付)とする方の給与支払報告書(個人明細書)の上につけて提出してください。
(特別徴収のみの場合は不要です)

総 括 表

個人別明細書
(特別徴収分)

切 替 理 由 書

個人別明細書
(普通徴収分)

裏面

切替理由書の作成要領

- この理由書は、当面普通徴収を認める基準(理由書の普a～f)に該当し、かつ普通徴収を希望する場合は、毎年提出してください。(全員を特別徴収とする場合は、提出不要です。)
- 給与支払報告書と併せて、毎年、提出期日(1月31日)までに提出してください。
また、申出の内容について、更に詳しい事情をお聞きする場合があります。
なお、この基準(理由書の普a～f)以外の切替理由は認められません。
- 記載上の注意事項
 - 「その1」の人数は、他市町村に居住する者も含む受給者総人員を対象に計算してください。
 - 「その1」の④(普通徴収の該当者数)には、「その2」の理由(普b～普f)に該当する者も含まれます。
 - 「その1」の②で普通徴収を希望した場合、⑤に該当する給与受給者の個人別明細書の摘要欄には「普a」の符号を記入してください。(eLTAX等ご利用の場合は(6)に同じ)
 - 「その2」の人数は、提出先市町村に居住の給与受給者のみを対象に記入してください。
 - 「その2」の理由に該当しない給与受給者は、全て特別徴収の対象者となります。
 - 「その2」の該当者は、必ず個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普b～普f)を記入してください。(eLTAX又は光ディスク等をご利用の場合でも、摘要欄には符号を入力してください。)
 - (6)の記入等がない場合には、特別徴収として処理されます。特に、普fの退職予定者は、個人別明細書に退職予定日を必ず記入してください。
 - この理由書は、光ディスクをご利用の場合は、光ディスクとともに同封して提出してください。eLTAXご利用の場合は、お手数ですが、切替理由書のみご郵送をお願いします。

※ 基準に該当しても、切替理由書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、普通徴収への切替ができないことがありますので、ご注意ください。

平成28年度(平成27年分)から必要になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
千葉県、各市のホームページでもご案内しています。





『先物取引の被害救済方法は?』

小川雅義法律事務所 弁護士 小川 雅 義

Q 私は、勤務先の会社で、先物取引業者の外務員から、「金はこれから値上がりします。今買えば必ず儲かります。」等と、先物取引の電話勧誘を受けました。私は、勧誘を断りましたが、数日後、外務員が会社を訪ねてきました。私は、先物取引をするつもりはなく、話も長くなってきたので、「私はやる気はありませんから帰ってください。」と言いました。しかし、外務員は「10枚なら取引証拠金は100万円で済みます。儲かりますから10枚でいいからやってみてください。」等と執拗に勧誘してきました。結局、私は、この状況で強引に追い返すことはできないと思って、100万円くらいならばと、仕方なく取引を始めることを承諾しました。すると、外務員はすぐに金10枚の買い注文を出しました。翌日、私はやっぱりやめたいと思い、外務員に電話をしましたが、「既に注文が出てある以上、100万円の取引証拠金を出してもらわないといけません。」と言って、100万円の集金にきました。私は仕方なく100万円を支払いましたが、納得がいきません。

100万円を返金してもらうことはできないでしょうか?

A 消費者契約法4条1項2号(断定的判断の提供)あるいは同条3項1号(不退去)により、金10枚の買い注文を取り消し、先物取引業者に預けた100万円を返金してもらうことは可能です。

【解説】

1 先物取引被害と問題の所在

先物取引による被害には、勧誘をめぐるトラブルが少なくありません。本ケースもそういったトラブルの典型例です。

商品先物取引法は、不当な勧誘等を禁止し(214条)、違反業者は、許可の取り消し、又は取引停止処分の対象となります(236条1項5号)。

そして、先物取引被害については、従来から、勧誘から取引終了までを一連一体の行為と見て、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償をすることで被害救済が図られてきました。しかし、裁判例には、委託者にも一定の落ち度があったとして過失相殺をし、損害賠償額が減額される例が少なくありません。そこで、被害者救済の観点から、先物取引の委託契約そのものを取り消せないかが問題となります。

2 消費者契約法による経済

(1)本ケースでは、先物取引業者の外務員は、「金はこれから値上がりします。今買えば必ず儲かります。」と断定的判断の提供をして、金の先物取引の勧誘をしています。

また、「私はやる気はありませんから帰ってください。」と断り、退去するよう求めたにもかかわらず、先物取引業者の外務員は、勤務先の会社から退去しませんでした。

そこで、以下が要件とされている消費者契約法4条1項2号(断定的判断の提供)、同法3項1号(不退去)による消費者取消権によって、金先物取引の委託契約、金10枚の買い注文を取り消せないかが問題となります。

(2)消費者契約法4条1項2号

- ① 消費者契約の締結について勧誘をするに際してなされたこと
- ② 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項についてなされたこと
- ③ 断定的判断の提供がなされたこと
- ④ 消費者が提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認をし、契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたこと

(3)消費者契約法4条3項1号

- ① 消費者契約の締結について勧誘をするに際してなされたこと
- ② 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと
- ③ 事業者が②の不退去行為をしたことにより消費者が困惑したこと
- ④ 消費者が③の困惑の結果、契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたこと

3 本ケースの検討

本ケースは、まず、個人と先物取引業者という法人との間で締結された金の先物取引という消費者契約の勧誘に際してのことです(①)。

また、金の先物取引における値動きという、将来における変動が不確実な事項について(②)、「絶対に」というフレーズで断定的な予想を示し、消費者であるあなたのリスク判断を歪め、あなたは提供された断定的判断の内容が確実であると誤認をして(③)、申し込みをしたと考えられます(④)。

更に、あなたは、「私はやる気はありませんから帰ってください。」と勤務先の会社から退去すべき意思表示をしたにもかかわらず、その後も外務員は執拗に勧誘し続け、その場所から退去せず(②)、あなたは困惑して(③)、先物取引の委託契約を締結し、同時に金10枚の買い注文をしていると考えられます(④)。

以上により、消費者契約法4条1項2号(断定的判断の提供)あるいは同条3項1号(不退去)の要件に該当し、金先物取引の委託契約、金10枚の買い注文を取り消すことができ、先物取引業者に預けた100万円の返還を求めることができると考えられます。

地方税ポータルシステム (eLTAX・エルタックス)

～地方税も電子申告 エルタックスを利用してみませんか～



eLTAX



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

法人県民税・法人事業税の電子申告について

千葉県への法人県民税・法人事業税の申告が、インターネットを利用した電子申告により行えます。

エルタックスで申告や届出をするメリット

- インターネットでオフィスや自宅から、申告・届出ができる。
- 申告書などを提出するために、県・市の窓口に行くことや、郵便の発送が不要になる。
- 複数の都道府県・市町村への申告・届出が、1度にできる。
- 窓口の営業時間を気にせず、8:30～24:00まで申告できる。(土日祝・年末年始を除きます)



当事務所管内の木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市では、「法人市民税」などの電子申告、電子申請・届出の運用を開始しています。

申告書や各種届出書の提出には、便利なeLTAX (エルタックス) をご利用ください。

地方税ポータルシステム (eLTAX・エルタックス) を利用した電子申告等について、事前準備から申告までの流れなど、詳しくはホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧いただくか、ヘルプデスクへお問い合わせください。

ヘルプデスク 受付時間 9:00～19:00 (土日祝・年末年始を除く)

一般電話 0570-081459 (全国一律市内通話料金)、IP電話やPHSなど 03-5500-7010 (通常通話料金)

【千葉県木更津県税事務所及び管内4市の電子申告等運用状況一覧】

団体名及び担当課等 お問い合わせ先電話番号	申 告				申請・届出
	法人住民税 法人県民税	個人住民税	法人住民税	固定資産税 (償却資産)	
千葉県木更津県税事務所 事業税間税課 0438-25-1110	○	—	—	—	○
木更津市 財務部 市民税課 0438-23-8573	—	○	○ (注1)	○ (注1)	○
君津市 財務部 課税課 0439-56-1503	—	○	○ (注1)	○ (注1)	○
富津市 市民部 課税課 0439-80-1241	—	○	○ (注1)	○ (注1)	○
袖ヶ浦市 企画財政部 課税課 0438-62-2519	—	○	○ (注1)	○ (注1)	○

(注1) 「プレ申告データ」のサービスはありません。

※ 団体により取扱いが異なりますので、詳細については、各担当課へお問い合わせください。

第3回 理事会 福利厚生制度連絡協議会も開催



9月19日(金)15時よりオークラアカデミアパークホテルにおいて、第3回理事会が開催されました。

秋に予定されている各地区・支部

並びに委員会・部会の事業計画が上程され、活発な意見交換の後、ほぼ順調に承認されました。

終了したばかりの税制委員会による公開セミナー・武田邦彦氏講演会の事業・決算報告に始まり、毎年恒例の税を考える週間に実施される青年部会の「やさしい税金クイズ大会」や、青年部会の新たな試みである「くるりwalker」を中心に審議が進められた。さらに本年は、ちばアクアラインマラソン2014が開催されることから、木更津地区の地区公益事業＝9つの支部がそれぞれのエリア内において同日同時刻で一斉に散乱ゴミの回収などを行う『一斉環境浄化活動』の事業内容や、アクアラインマラソンの支援策などが決議されました。また、それらに合わせ各支部の公益事業も活発に企画され、木更津北支部のリニューアルされた岩根駅前の新ロータリー花壇の花植えなどが注目されたところでした。

報告事項では、社会貢献委員会より『芝生化プロジェクト』の中間報告、間近に迫った富津地区公開講座や、女性部会主管による『公開教養講座・石井苗子氏講演会』の募集状況の報告、11月の税を考える週間のメイン事業『公開講座・杉山愛トークショー』の募集協力の依頼もなされました。理事会終了後、提携保険会社3社による福利厚生制度連絡協議会が実施され、その後、会場を移し懇親会が行われました。

(総務委員長 宮崎洋史)

厚生委員会開催



実施日：平成26年8月8日(金) 17時～

場 所：田園

議 題：①会員親睦チャリティゴルフコンペ事業報告

②脳ドック検診について

③生活習慣病健診について

④福利厚生制度推進連絡協議会について

⑤その他

千葉県税理士会主催 マイナンバーフォーラムへ参加

●マイナンバーとは何ぞや？

9月6日、土曜日の午後、市川市の千葉商科大学において、千葉県税理士会と千葉商科大学との共催による「マイナンバーフォーラム」に参加しました。千葉県法人会連合会と千葉県青色申告会連合会が後援をしていることから、木更津法人会代表として、青木副会長と渡邊副会長、事務局の安田、3名での出席となりました。

平成27年10月から、国民のひとりひとりにマイナンバー（個人番号）が付与されます。住民票を有する全ての方が12桁の番号で管理されることになります。



そして平成28年1月から、社会保障、税、災害対策等の手続きにこのマイナンバーが必要となります。社会保障の分野では「年金」「雇用保険」「医療保険」「介護保険」「生活保護」などに、税の分野では「確定申告」や「法定調書の提出」など多くの部分で大切な役割を持つことになります。

●待ったなしの対策が必要

また、銀行等の口座開設には必ず必要となることから、個人の財産の特定に結びつくことにもなりますので、より個人情報の管理が厳しく問われることにもなりそうです。

まったなしでその時が訪れようとしています。顧客情報管理、従業員の労務管理など、従前にもまして早めの対応と処理能力が必要となりますので、法人会の会員の皆様はいち早く準備に取り掛かれることをお勧めします。

(事務局 安田功二)

研修委員会開催



実施日：平成26年8月21日(木) 16時～

場 所：木更津商工会館

議 題：①第12回公開講座について

②実務研修について

③セミナーオンデマンドサービスについて

君津地区金融機関との懇談会

実施日：平成26年7月25日(金) 18時～

会場：あめ家

参加人数：金融機関7支店7名 法人会側12名

例年のように金融機関との意見交換については、君津地区に於ける法人会への情報提供及び会員の育成やご支援、更には会員拡大についての協力をお願いしましたところ、最大限協力いただけるとの回答があり、引き続き懇談会についても、和やかな雰囲気の中かで有意義に終了することが出来ました。(君津地区長 野村進一)



木更津地区金融機関との懇談会

実施日：平成26年8月6日(水) 18時～

会場：ロイヤルヒルズ木更津ビューホテル

参加人数：金融機関10支店12名 法人会側13名



生活習慣病健診

実施日：平成26年9月5日(金)・6日(土)

会場：木更津市民会館

参加人数：5日(金) 80名・6日(土) 95名



天羽支部 マザー牧場にて交流会

実施日：平成26年8月23日(土)

会場：マザー牧場

参加人数：22名

サマーナイトファームと銘打って、石綿会長はじめ、多くの会員の皆さんの参加により開催できました。天羽支部幹事の鹿島様の乾杯に始まり 皆、お腹も気持ちも大満足の夜となりました。打ち揚げ花火もとても素晴らしく、とても良い交流会ができました。(天羽支部長 吉原健一)



青年部会臨時総会開催報告

新部会長予定者 鵜田正行 君決まる

実施日：平成26年10月3日(金) 18時～

会場：ホテル千成



平成26年度臨時総会をホテル千成にて開催しました。

木更津税務署からは林副署長の他3名、本会からは石綿会長に出席を賜り、滞りなく行われ

ました。

本臨時総会の議案は、平成27年・28年度(公社)木更津法人会青年部会部会長選任の件であります。立候補者として、木更津支部の鵜田正行君が立候補いたしました。同じ木更津支部の保泉君の心強い推薦の弁を受け、所信表明では、口調は穏やかながらはっきりと自身の思いを述べられました。信任投票では、総投票数54、信任52、白票2で、信任多数で次期部会長予定者として承認されました。

懇親会では、無事予定者となられた鵜田君を祝いつつ、これから控えている今年度の数々の事業に向けて、皆が協力しあう事を確認し、おおいに盛り上がりました。また、次年度への準備も同時にスタートし、更に親睦を深めることができました。

(総務広報委員長 武内貴史)

女性部会 管外研修旅行



平成26年7月2日(水)、女性部会日帰り研修旅行が44名の参加を頂き行われました。今年の研修旅行は、味の素川崎工場の見学と、エキシブ箱根離宮での昼食、箱根神社の参拝という行程でした。

味の素川崎工場の見学では、まず「味の素」の材料（さとうきび）やうまみ成分（アミノ酸）についてのお話を伺いました。次に実際に味の素を使っの味噌汁の飲み比べをしてうまみを体験しました。

次に「ほんだし」の製造工場の見学をさせて頂きました。「ほんだし」が鰹節から作られている事や、製造途中で出るゆで汁や、骨なども全て再利用されていることを知りました。「ほんだしおむすび」も試食しましたが、とても美味しく頂きました。社員の方は、皆さん親切丁寧で、教育が行き届いており、その人達が作る味の素の製品は安心して使えると思えました。

箱根まで行く途中のバスの中ではゲームやクイズを楽しみました。今回成績の良かったのは、君津支部と上総支部で、景品をたくさん持ち帰りました。きっと良いお土産になったことでしょう。

箱根宮ノ下に着です。楽しみにしていた、箱根離宮での昼食です。美味しい中華料理を、ゆっくりと頂き、話も弾みました。味もすばらしかったのですが、器やサービスも一流で、極上のひと時でした。

パワースポットでもある箱根神社を参拝し、明日からの活力を頂きました。

帰りのバスの中では、今日一日の楽しかったことを話しながら過ごしました。

楽しい時間はすぐに過ぎてしまいます。渋滞にも巻き込まれることなく、木更津に着きました。

無事に研修旅行を終えたことに感謝し、来年の研修旅行を楽しみに、家路に着きました。

(女性部会富津南支部長 佐生知子)

青年部会 スポーツ交流会



実施日：平成26年7月4日(金)

会場：君津アイビーボウル

参加人数：16名

今回のスポーツ交流会は手軽に出来、尚且つ会員全員でおこなえるボウリングを君津市にあるアイビーボウルにて実施致しました。参加締切りの時点では、予定人数の半数の参加者がいましたが、当日に近づくにつれ人数が減少し会として成立が危ぶまれましたが、無事実施することが出来ました。ほとんどの参加者が久しぶりのボウリングとあって、実力を出し切れなかった方も多かったようですが、楽しくプレーが出来たと思います。結果的に少人数であった為に、参加者全員を見てプレーが出来ました。皆様に深く心より感謝申し上げます。

(青年部会袖ヶ浦支部長 山田光夫)

平川支部公開講座
太陽にほえろの「ボン」が来た!!

実施日：平成26年8月8日(金) 17時～

場所：平川公民館

参加人数：41名

講師：俳優・公益法人理事長 宮内淳氏

宮内淳氏を迎えて「地球に生きるといこと」をテーマに平川公民館視聴覚室において講演会を開催しました。その中で、喧嘩に負けた人たちが東へ東へと移住して日本にやってきたという仮説には、興味を抱きました。また、芸能界の裏話も少し取り入れてくださり楽しい時を過ごしました。最後に、忙しい中参加して下さった皆様に感謝を申し上げます。

(平川支部会計 橋本郁男)



(平成26年上半期 事務局受付分)

支 部 名	法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種
太田清見台	(株)ＩＴトロン	渡 邊 徳	木.伊豆島64	コインランドリー・アパート管理
	(株)アイル	十 川 敬 三	木.清見台3-10-18 2	不動産業
木 更 津 北	(株)インブルーヴ	鶴 岡 正 明	木.牛込310	飲食業
木 更 津 中央	(株)Ｓｔ ｏ ｒ ｉ ｎ ｇ	渡 邊 一 矢	木.中里1-1-4	ＩＴ情報サービス
木 更 津 西	(有)岩田板金	岩 田 浩 一	木.貝渕4-13-1	建設板金業
木 更 津 南	(株)Ｓ＆Ｑカンパニー	佐 野 政 弘	木.畑沢南1-20-7	労働者派遣
請 西 鎌 足	かずさ環境開発(株)	堀 内 光 恵	木.桜町2-8-15	建設業
	(株)ハウスエコ	田 中 英 樹	木.真舟5-6-17-101B	建設業
君 津 第 1	(有)北南工業	千 葉 孝 之	君.下湯江602	管工事業
	アフラック代理店 【賛助】	藤 原 かおり	君.下湯江1133-6	保険業
君 津 第 3	(有)田中工業	田 中 勝	君.空師2-11-16	建設業
	(株)アスアーク技術設計	糟 谷 克 磨	君.法木作1-5-16	建設コンサルタント
	(有)トーアテクノサービス	川 端 康 史	君.南子安5-14-4	建設業
	(株)石橋工務店	石 橋 昭 弘	君.外箕輪1-12-10-401	総合建設業
小 糸 清 和	(株)キミテック	櫻 井 悟	君.泉29	電子部品検査
富 津	(株)和	敦賀谷 和也	富.青木3-5-8	電気工事業
	(有)テージューメディカル	熊 切 めぐみ	富.大堀1832	医薬品・化粧品小売業
	(株)森工務店	森 一 晃	富.大堀1025-2	建設業
	(株)かじや本店	平 野 朝 子	富.富津1525	葬祭業
天 羽	(有)藤田工務店	藤 田 秀 一	富.湊813	建設業
	ほんほん亭 【賛助】	林 田 廣 司	富.湊227-1	飲食業
長 浦	(有)MAKES	楠 瀬 マリア	袖.長浦駅前7-18-9	機械メンテナンス
	アフラック代理店 【賛助】	石 井 哲 郎	袖.蔵波台1-8-10	保険業

1月10日 学童野球教室inかずさ (袖ヶ浦市営野球場)
1月16日 女性部会賀詞交歓会 (木更津ビューホテル)
1月22日 第5回理事会・賀詞交歓会 (木更津ビューホテル)

●税を考える週間メイン事業

「第12回公開講座」
杉山 愛氏 トークショー

平成26年11月15日(土)
開場／13:00 開演／14:00
テーマ 夢をかなえる生き方
会 場 かずさアカデミアホール
先着700名
☆受講券のお申込みは
☎0438-37-7720
法人会事務局へ



事務局職員退職のお知らせ

事務局長 高梨良子さんが8月9日付けをもって定年退職致しました。
昭和60年4月に入局以来約30年間、会員の皆様には大変お世話になりました。

編集後記

[illegible]

法人会会員のみなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

疾病重点型L

(無配当歳満期定期保険)

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

最長100歳まで続く安心に 資産形成機能をプラス!

ポイント1

安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2

魅力の資産形成機能

保険期間の経過に応じた解約払戻金がありますので、ご勇退時の退職慰労金の財源や経営資金として活用いただけます。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。

※この保険には満期保険金・配当金はありません。

ポイント3

保険料は一定要件のもと損金算入可能

法人が負担した保険料は一定要件のもと損金算入できますので、法人税・事業税・住民税等が軽減できます。

[法人税基本通達9-3-5、2-2-14、国税庁法令解釈通達 平成20年2月28日課法2-3、課審5-18による]

※記載の税務取扱は平成26年3月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保障するものではありません。

- ◎この資料は平成26年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取り扱いとなる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

 大同生命保険株式会社

千葉支社 木更津営業所/
木更津市大和2-1-2 (ヤスミビル6F) TEL 0438-25-3510

F-25-1004(平成26年3月11日)